

各 部 課 長 様

川越市長 川 合 善 明

平成27年度予算編成方針について（通知）

平成27年度の当初予算編成にあたり、「川越市予算の編成及び執行に関する規則」第6条の規定に基づき、下記のとおり「平成27年度予算編成方針」を策定したので通知する。

記

1 予算要求に係る基本方針

平成27年度の予算編成にあたっては、下記の基本方針を厳守し、予算要求を行うこと。

(1) 予算要求額について

職員一人一人、特に部・課長等については、厳しい財政状況を認識したうえで、創意工夫等により予算編成に臨むこととし、以下の予算要求区分に応じて、予算要求を行うこと。

予 算 要 求 区 分	予 算 要 求 額
①実施計画事業で、政策企画課から内示される事業	内示の内容をさらに精査した上で、予算要求すること
②人件費、扶助費、公債費、繰出金に係る事業	積算根拠等を精査し、可能な限り抑制を図った上で、予算要求すること
③上記①及び②以外の事業	部局主体の予算編成枠の範囲内で予算要求すること (部局主体の予算編成枠：平成26年度当初予算額から人件費、公債費、特定の臨時的経費等を除外した予算額に係る 一般財源の前年度比3%減の額)

(2) 行財政改革の推進

平成26年度（平成25年度決算）事務事業評価やこれまでの事務事業外部評価、包括外部監査等の結果を改めて検証し、事務事業の内容を精査したうえで予算要求すること。

(3) 新規事業について

実施計画の対象となっていない新規事業は、原則として認めない。新規事業の予算要求は、事業の効果や後年度負担等について考慮するとともに、スクラップアンドビルドの観点から既存事業の見直しを行い、所要の財源を確保した上で予算要求すること。

2 現下の経済情勢と国の財政運営の基本方針

現下の我が国の経済情勢は、平成26年9月の内閣府の「月例経済報告」によれば、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされている。ただし、（消費税率引き上げの）駆け込み需要の反動や海外景気の下振れなどが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていると言及しているように、依然として不安要素が払拭されていない状況にあると考えられる。

国は、今年6月24日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」（骨太の方針）では、望ましい未来像に向けた道筋として、50年後に1億人程度の安定した人口の保持、個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」の推進等を示した。また、今後の課題として、①消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減への対応、②好循環の拡大、成長戦略の強化・深化、③日本の未来像に向けた制度・システム改革の実施、④経済再生と財政健全化の好循環が併せて示されている。この中で、地方行財政制度については、経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めるとともに元気な地方を創るための取組を進めるとしている。

さらに、今年7月25日には「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本方針」が閣議了解され、平成26年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成をめざし、メリハリのついた予算とすることとされ、そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の自身を大胆に重点化することとされている。

現時点では、国の予算編成の詳細内容は明確ではないが、国の予算編成は地

方公共団体の予算編成においても大きな影響を与えるものであることから、その動向を十分注視していく必要がある。

3 地方財政を取り巻く環境

地方行政については、国民生活に密着した行政を担い、その内容は多岐に及んでいる。また、その財政規模は、国の財政と並ぶ車の両輪として極めて重要な地位を占めている。

また、法改正による権限移譲などによる地方分権の推進や地域福祉の充実など地方公共団体が担うべき役割はますます重要なものとなるとともに地方財政の健全化も求められている。

しかしながら現下の地方財政は、これまでに行った減税による減収補てんや臨時財政対策債等の発行により、借入金残高の総額は平成26年度末には200兆円程度（国と地方合わせると1,010兆円程度）と見込まれていることなどから、今後、その元利償還が地方財政を圧迫する要因となることが懸念されている。

4 本市の財政状況

本市の財政状況を平成25年度の一般会計の決算状況でみると、歳入については、収入の根幹である市税収入は、法人市民税は減少したものの、個人市民税、固定資産税、都市計画税等の増収等により、前年度対比で約4億円増加した。

一方、歳出については、公債費が増加したことに加えて、介護給付・訓練等給付や生活保護費等の増により扶助費も増加したものの、特例減額による職員給与の減や退職手当の減等により人件費は減少しており、義務的経費は約1億5千万円の減少に転じた。また、積立金については、年度間の財源調整を行う財政調整基金への積立てを行なったこと等により増加し、全体としては前年度対比で約1億8千万円増加した。

この結果、平成25年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた「形式収支」及び形式収支から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた「実質収支」は、前年度と比較して増加した。

また、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金の残高は平成25年度末で約49億円となり、本市において目安とされる水準の30億円を上回った。しかしながら、同基金については、平成26年度当初予算及び補正予算の財源として約26億円を取り崩すこととしているため、平成26年度末で

は、実質的には約23億円の残高見込となっている。

さらに80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされる経常収支比率は、前年度から横ばいの93.2%で推移しており、埼玉県内の市平均値90.7%（速報値）と比較しても、依然として高い水準であり、こうした状況から本市の財政は憂慮すべき状況にあるといわざるを得ない。

また、一般会計の市債残高は、平成26年度9月補正予算後に平成25年度繰越分を加算すると約990億円になると見込まれており、予定されている大規模事業に伴う起債額を考え合わせると、今後の元利償還金が本市の財政運営に影響を与えることが懸念される所であり、今後市債の活用についても従前以上に慎重な対応が求められる所である。

なお、本市の平成26年度当初予算については、財政調整基金から23億5千万円を繰入れることなどにより歳入と歳出の均衡を図ってきたところであることから、引き続き歳入確保、歳出削減の両面で財政構造の見直しを図る必要がある。

5 平成27年度の財政収支の見込み

本市の平成27年度の収支状況は、歳入については、その根幹をなす市税は法人市民税、固定資産税及び都市計画税がともに減収見込であること等から、前年度対比で約5億6千万円減少する見込みである。また、平成27年度も普通交付税を見込み、さらに税率引き上げに係る地方消費税交付金の増を見込むこととしており、一般財源総額は前年度を若干上回る見込みである。

一方、歳出については、義務的経費について、現在の給与水準から試算した人件費や公債費については減少が見込まれるものの、扶助費は生活保護費等の増が見込まれることから、義務的経費全体では、前年度当初予算対比で約1億7千万円増加すると見込まれている。さらに特別会計への繰出金についても介護保険事業特別会計等で増加することが見込まれている。

また、投資的経費については、新斎場建設事業について、事業費の大幅な増加が見込まれている。

これらにより、一般財源総額は前年度を若干上回るものの、義務的経費や投資的経費等の増加が見込まれていることから、平成27年度の財政収支は、歳入歳出かい離額が約26億円と試算されており、大変厳しい予算編成になるものと考えられる。

6 平成27年度の財政運営の基本的な姿勢

今年度行った事業評価を踏まえ、改めて各所属において事業の費用対効果等を検証し、予算要求に当たっては、真に必要とされる事業内容であることを積算項目レベルで見直すこととする。

平成27年度の予算編成・財政運営に当たっては、前述したように厳しい財政状況下であっても「第三次川越市総合計画・後期基本計画」を着実に推進することとし、住むことに誇りをもち、住んでよかったと思えるまちを目指すこととする。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する経費については、大会の円滑な運営、本市の地域活性化等に資する所要額を計画性を持って計上していく必要がある。さらには、消費税率引上げ前の駆け込み需要の反動が長期化していることへの対応も必要な状況である。

これらのためには、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を認識するとともに、自らが率先して事務事業の改善に取り組む姿勢が重要となる。引き続き「健全で効率的な行財政運営の推進」を基本的な目標に掲げ、持続可能な財政構造を構築していくこととする。

健全で持続可能な財政運営を実現するための基本的な考え方として、徹底した行財政改革を推進することにより、財源の確保と歳出削減を図るとともに、タウンミーティング等の市民の意見・要望を踏まえ、真に必要な施策に財源を適正配分し、限られた財源の中で事業の重点化・効率化を図る予算の編成及び執行を行うこととする。

なお、平成27年度予算において重点的に推進する主な施策については、次に掲げる項目とする。

- (1) 未来につなぐひとづくり
 - ① 子育て支援の充実
 - ② 心の教育・学力向上対策等の推進
 - ③ 文化・スポーツの振興
- (2) 活力と魅力あふれるまちづくり
 - ① 交通網を含む都市基盤整備の推進
 - ② まちの活力を生む産業の振興
- (3) 快適で安心できるくらしづくり
 - ① 公共施設の長寿命化推進
 - ② 安全安心な地域防災・防犯の推進

7 平成27年度予算編成に係る基本方針

以上のことを踏まえ、平成27年度予算編成に係る基本方針については、原則として以下のとおりとする。

(1) 「第三次川越市総合計画」の推進

「第三次川越市総合計画・後期基本計画」における基本構想の理念や将来都市像である「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」の実現に向け、総合計画に掲げる計画事業、特に集中的、重点的に取り組む施策としている「小江戸かわごえ重点戦略」の着実な推進を図ることとし、前述した重点的に推進する施策や実施計画の内容等を踏まえながら、より優先度の高い事業への財源の重点配分を行うものとする。

実施計画事業のうち政策企画課から内示される事業については、当該内示の内容に沿って予算要求するものとする。ただし、予算の積算にあたっては、改めてその事業効果、事業規模、実施時期、優先順位、後年度負担の状況等を精査すること。

なお、実施計画の対象となっていない新規事業は原則として認めない。

新規事業に係る予算要求については、その事業の必要性、効果等を十分に検討し、スクラップアンドビルドの観点から、既存事業の見直しを徹底して行い、当該事業の所要財源の確保を図った上で要求するものとする。

(2) 部局主体の予算編成枠

部局主体の予算編成枠は、限られた財源の中、「第三次川越市総合計画」に掲げる諸施策及び市民要望に基づく諸事業を着実に展開していく上で、事務事業の緊急度・重要度を最も把握し得る立場にある各部局長の要求をより尊重しようとするため、各部局に割り振られる予算枠であり、各部局長は本制度の意義を理解して主体性と自律性を発揮して部局の予算編成に取り組むものとする。

① 部局主体の予算編成枠の対象となる事業は原則として次のとおりとする。

(ア) 実施計画事業（政策企画課から内示される事業のみ）以外の事業

(イ) 人件費、扶助費、公債費及び繰出金に係る事業以外の事業

② 部局主体の予算編成枠は、財政課が各部局に示す一般財源の額とする。

なお、この額は平成26年度当初予算額から人件費、公債費、特定の臨時的経費等を除外した予算額に係る**一般財源の前年度比3%減の額**とす

る。また、消費税率の引き上げに関しては、部局枠への一定割合の加算により対応することとする。

- ③ 部局長は、主体的に、かつ、責任をもって部内各課の要求内容の精査及び調整を行い、**予算編成枠を厳守し**、予算要求書を提出すること。
- ④ 事業量については、補助金等の特定財源の有効活用、積算単価や仕様の見直し等によりその拡大に努めること。また、事業手法についても既成の概念にとらわれることなく、創意工夫に努め、一層の効率化を図ること。
- ⑤ **平成26年度当初予算編成において、部局主体の予算編成に係る一般財源枠を順守した部局については、本通知による平成27年度の部局主体の予算編成一般財源枠に係る減額率を前年度比3%減から2%減に緩和する。**
- ⑥ 本通知等による平成27年度の部局主体の予算編成枠に係る一般財源枠を順守した部局は、原則として翌年度の予算編成において一定のインセンティブを付与することとする。

(3) 行財政改革の推進

新年度予算編成では、厳しい財政状況の中でも、重点施策に掲げた項目を実施するための財源を確保するためにも一層の行財政改革に取り組む必要がある。

人件費は歳出の中でも全体の約2割を占める義務的経費であり、その抑制は経費の節減に欠くことのできない事項である。すべての職員には人件費というコストが掛かっている事を常に認識し、時間外勤務手当及び臨時職員賃金等についても適切に見積り、予算要求すること。

また、平成26年度（平成25年度決算）事務事業評価やこれまでの事務事業外部評価、包括外部監査等の結果を改めて検証し、事務事業の内容を精査することで、最少の経費で最大の効果が発揮される予算要求すること。

(4) 予算要求にあたっての留意点

① 国の財政運営（予算編成）の動向

- ・制度改正の内容等、国の動向について留意すること。
- ・積極的かつ的確に国庫補助負担金の確保に努め、当該予算編成に的確に反映させること。

② 補助金支出の見直し

- ・補助制度の目的や趣旨に立ち返り、補助金支出の根拠となる公益性及び効果・必要性等について改めて検証すること。
- ・補助制度の廃止または統合、補助率、補助額、終期設定等の見直しを行うとともに、交付先の収支（剰余金）状況等についても確認すること。
- ・補助金の予算要求については、「平成21年度包括外部監査の結果報告書」の外部監査の結果と意見事項を踏まえ、適切に対応すること。

③ 公共工事のコスト縮減等

- ・安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模・設備内容などを見直し、全工事を対象としたコストの縮減を図ること。
- ・労務単価や建設資材については、適切に見積もること。
- ・公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な実施が確保されているかなど再度確認すること。

④ 扶助費関連支出の見直し

- ・市単独事業や国・県制度を拡充している「いわゆる上乗せ、横出し事業」を中心に、真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断するなど制度全般を見直し、持続可能な制度設計に努めること。
- ・積算に当たっては、国制度等を見直しや高齢化等の自然増を踏まえつつ、抑制を図ること。

⑤ 外郭団体等に係る予算

- ・外郭団体等に係る補助金、業務委託料等の予算要求については、当該団体の業務内容、当該団体の収支等の財政状況を再確認し、そのあり方及び事業手法等についての見直しを主体的に行い、その結果を当該予算編成に反映させること。
- ・委託事業については、事業の主体は市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わること。
- ・予算要求課は、外郭団体等が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけること。

⑥ 特別会計等に係る予算

- ・「独立採算」を基本とする特別会計の予算については、受益者負担を前提とした歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営を図り、一般会計からの繰入金の抑制を図ること。

⑦ 財源の確保

- ・歳出予算の財源として歳入予算の裏づけが不可欠であることを再認識し、積極的な特定財源の確保に努めること。
- ・国庫・県支出金については、国及び埼玉県の予算編成の動向等に的確に対応することとし、積極的にその確保に努めること。
- ・市税、負担金等の自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、全力を上げて取り組むこと。
- ・公の施設の使用料については、「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針」に基づき、定期的な検証を行うとともに、減免基準等の見直しなど適正な使用料の確保を図ること。

⑧ 消費税率等の引き上げ

- ・予算要求にあたっては、消費税率等10%への引き上げが実施されるものとして要求し、歳入、歳出とも適切に見積もること。
- ・要求方法は、別途通知する「平成27年度予算編成事務要領 1-(8)消費税について」を参照のこと。
- ・当該税率引き上げに関連した国の社会保障制度の変更について、その動向を把握し、的確な予算への反映に努めること。

⑨ その他

- ・予算編成の詳細については、別途通知する「平成27年度予算編成事務要領」によること。